

「交通基本法」の制定に向けた意見の募集について」に対する意見書

氏名	井坂 洋士
住所	〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター レターケース内 持続可能な地域交通を考える会
所属	(団体名) (部署名) 持続可能な地域交通を考える会
電話番号	050-5809-3400
電子メールアドレス	isaka@sltc.jp
意見	<p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歩行環境に関する規定入れる（配慮をする）こと。 2. 道路上での優先順位を確立すること。 3. 都市計画・まちづくりにおいて本法に定める交通計画との整合を義務づけること。 4. 警察における配慮規定を設けること。 5. あらゆる人が経済的その他の理由にかかわらず日常生活に必要な移動を独力で行うことができる環境を保障すること。これには、車椅子利用や弱視、高齢、負傷時など身体能力制約者のいわゆるバリアフリーを含む。 <p>(理由)</p> <p>どんな交通手段を利用するにしても、歩行環境は第一に重要である。歩行者はもとより、公共交通を利用する人も駅やバス停までは歩く。いくら公共交通が充実していても、駅やバス停にたどり着く道でクルマが幅を利かせているなどの理由で危険であったり、段差がある、騒音が酷いなどの理由で不快であると、公共交通の利用障壁になる。</p> <p>先日も商店街を歩いていて、後ろからクラクションを鳴らすクルマが歩行者を蹴散らしながら我が物顔に走って行く様を見た。周りの人は一様に、さも当然のように道を譲っていた。毎日の生活圏である生活道路や商店街ですら、歩行者はいつも怯えながら生活道路を歩かされている。一方でクルマに乗る者は、歩行者は道を譲るのが当たり前という面をして、派手にクラクションを鳴らしながら、ただ一人道を譲らない私を睨み付けて走り去った。しかも、これは何も珍しいことではなく、日常茶飯事になっている。</p> <p>市民活動で人と環境にやさしい交通手段が選ばれるよう取り組んでいる私は、こうした問題の解決に日々取り組んでいるが、警察署・警察官からの協力はほとんど得られない。安全・安心の道づくり・街づくりに取り組まれている地域もあると聞かすが、警察においてそれは配慮規定に無いので、地域によってはむしろ目前で違法駐車を目こぼししている実情すらある。こうした問題を起こさないために、交通基本法において、国土交通省のみならず、警察、環境、経産など各省庁に及ぶ遵守規定が必要と考える。</p> <p>欧州では、子供や高齢者、障がいを持たれた方などは路上では最優先であり、それを脅かす者は罰せられる国もある。日本では逆のことが堂々と行われており、警察は警音器不正使用などで取り締まることもなく、歩行者は（身体能力を問わず）怯えながら毎日歩かねばならない。一方、車道においては速度違反や違法駐停車が横行し、本来車道を走るべき自転車は安心して走る場所すらない。マイカーの横暴により公共車両（路線バスや緊急車両など）の運行が脅かされている現場も枚挙に暇がない。交通基本法では、道路上での優先順位を、子供・高齢者・障がい者>歩行者>自転車>公共車両>貨物車両・タクシー>自家用乗用車（マイカー）と明確に規定することで、全ての人が安全・安心・快適で人と環境にやさしい移動ができるよう配慮されるようにする必要があると考える。</p>